



平成 21 年 8 月 18 日

各 位

会 社 名 北陸ミサワホーム株式会社
代表者名 代表取締役社長 高見 幸三
(JASDAQ コード番号 : 1763)
問合せ先 代表取締役専務 林 諭高
(連絡先電話番号 076-222-1558)

**当社の非公開化等のための定款の一部変更及び
全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議のお知らせ**

当社は、平成 21 年 7 月 16 日付プレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「平成 21 年 7 月 16 日付プレス」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式(下記「I. 当社定款の一部変更の承認可決 1. 承認可決された事項の内容」において定義します。)の全部の取得について臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び普通株主様による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議しましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更の承認可決

1. 承認可決された事項の内容

当社は、平成 21 年 7 月 16 日付プレスにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の①乃至③の方法による当社普通株式の非公開化(当該①乃至③の各手続を総称して、以下「本非公開化手続」といいます。)について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、残余財産分配請求権に係る優先株式である A 種種類株式(以下「A 種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを新設いたします。
- ② 上記①の手続による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項(以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設いたします(全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)。なお、全部取得条項付普通株式の内容としては、当社が株主総会の特別決議によって発行済みの全部取得条項付普通株式の全てを取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式 315,000

分の1株を交付する旨を定めるものといたします。

- ③ 会社法第171条並びに上記①及び②の各手続による変更後の当社定款に基づき、当社は、株主総会の特別決議によって、株主の皆様から当社の発行済みの全部取得条項付普通株式の全て（自己株式を除きます。）を取得し、各株主の皆様に対して、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式315,000分の1株を交付いたします。この際、北陸総合計画株式会社（以下「北陸総合計画」といいます。）及びミサワホーム株式会社（以下「ミサワホーム」といいます。）以外の各株主の皆様へ交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

本非公開化手続のうち、①に係る定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。また、②に係る定款変更は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。

（本臨時株主総会第1号議案に係る変更の内容は、平成21年7月16日付プレスの定款一部変更の件（1）に係る変更の内容のとおりであり、本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会議案に係る変更の内容は、平成21年7月16日付プレスの定款一部変更の件（2）に係る変更の内容のとおりであります。）

2. 本非公開化手続①及び②の効力の発生

本非公開化手続のうち、①に係る定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。

また、②に係る定款変更の効力は、平成21年9月30日に発生いたします。

II. 全部取得条項付普通株式の取得の承認可決

1. 承認可決された事項の内容

本非公開化手続のうち、③については、本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成21年7月16日付プレスにおいてお知らせいたしましたとおり、会社法第171条並びに本非公開化手続のうち①及び②による変更後の当社定款の規定に基づき、当社が株主の皆様から発行済みの全部取得条項付普通株式の全て（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに、②による変更後の当社定款第6条の3の定めに従い、全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を、315,000分の1株の割合をもって交付するものであります。

2. 本非公開化手続③の効力の発生

本非公開化手続のうち③の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、②に係る定款変更の効力が生ずることを条件として、平成21年9月30日（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、当社は、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記録

された株主（当社を除きます。）の皆様の有する全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式315,000分の1株を交付させていただきます。この結果、北陸総合計画及びミサワホーム以外の各株主の皆様を取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定であり、このように交付されるA種種類株式の数が1株未満の端数となる株主の皆様に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、株主の皆様が交付されることとなる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合でも、売却代金の交付に際しては、株主の皆様が交付を受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。）に相当する数のA種種類株式について、裁判所の許可を得た上で、会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき当社が買取することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が保有する当社普通株式の数に300円（当社が平成21年5月14日から同年6月24日まで当社普通株式に対して公開買付けを行った際の1株あたりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様が交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

なお、全部取得条項付普通株式に対して当社が交付するA種種類株式については、現時点において金融商品取引所に対して上場申請を行う予定はありません。また、本非公開化手続の結果、当社普通株式は、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は平成21年8月19日から平成21年9月18日までの間、整理銘柄に指定された後、平成21年9月19日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

III. 本非公開化手続の日程

全部取得条項付普通株式の取得に関する日程（予定）は以下のとおりです。

整理銘柄への指定	平成21年8月19日
当社普通株式の売買最終日	平成21年9月18日
当社普通株式の上場廃止日	平成21年9月19日
全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日	平成21年9月30日
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成21年9月30日

以上